

広島シンフォニック・ファミリア吹奏楽団 規約

第1章 総則

- 第1条 (名称) この団の名称を広島シンフォニック・ファミリア吹奏楽団 (以下、「当団」という。) とする。
- 第2条 (事務局) 当団の事務局を事務局長宅に置く。

第2章 目的・活動及び運営

- 第3条 (目的) 当団は、当団員相互間及び各団体との融和・親睦をはかり、さらに音楽を通じ地域社会貢献のために援助・指導をはかることを目的とする。
- 第4条 (活動) 当団は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- (1) 演奏会の開催・コンクールなどへの出場
 - (2) 講習会などの開催及び参加
 - (3) 機関紙の発行及びレクリエーション等の活動
 - (4) その他目的達成のための活動
- 第5条 (運営) 1 当団は、団費・寄附金及び諸行事の純利益によって運営する。
- 2 団の運営は1月1日よりその年の12月末日までとし、運営について異議・申し立てがない限り自動更新とする。

第3章 団員及び団費

- 第6条 (団員) 1 当団の団員は、次のとおりとする。
- (1) 一般団員
 - (2) サポート団員
- 2 団員は団の団員たることを誇りとし、規律正しく目的達成のために活動する。
- 第7条 (入団) 1 入団希望者は、仮入団期間を経て、入団金を添え所定入団申込書を団長に提出し、団長の承認を得ることにより入団する。
- 2 仮入団期間は3か月とする。
- 第8条 (休団) 1 団員は出産・育児・介護等を理由に休団することができる。休団しようとするときには、休団届を団長に提出し、役員会の決定を経て団長の承認を得ることにより休団とする。
- 2 休団期間は3か月以上2年以内とする。
- 第9条 (退団) 1 団員が退団しようとするときは、退団届に理由を付して団長に提出し、団長の承認を得ることにより退団する。
- 2 正当な理由なくして6か月間団の活動に参加しなかったものは、役員会の決定を経て退団とする。
- 第10条 (除名) 団員が当団の名誉を傷つけ、又は当団の目的に反する行為があったときは、役員会の決定を経て、団長がこれを除名することができる。
- 第11条 (再入団) 1 再入団する場合は役員会の決定を経て、団長がこれを決定する。
- 2 再入団する場合は入団金、仮入団期間を免除する。ただし、演奏会の出演には制限がある。
- 3 除名された団員は再入団することができない。
- 第12条 (団費) 当団の団費は次のとおりとする。
- (1) 入団金は1,000円とする。
 - (2) 一般団員は1か月2,000円とする。
 - (3) サポート団員は入団金、団費は徴収しない。
 - (4) 休団中は徴収しない。
 - (5) 演奏会を開催する場合は、必要に応じて臨時徴収をする。

第4章 役員

- 第13条（役員）
- 1 当団には次の役員を置く。
 - (1) 団 長 1名 総会で選出する。
 - (2) 副団長 1～2名 団長が選出し、総会で承認を得る。
 - (3) 事務局長 1名 団長が選出し、総会で承認を得る。
 - (4) 音楽局長 1名 団長が選出し、総会で承認を得る。
 - (5) 事務局員 若干名 事務局長が任命する。
 - (6) 会 計 1名 団長が選出し、総会で承認を得る。
 - (7) 監 査 若干名 団長が選出し、総会で承認を得る。
 - 2 前項中、監査を除く役員により役員会を構成し、団の運営にあたる。
 - 3 役員の任期は次回総会までの1年間とし、再選を妨げない。
 - 4 役員が欠けたときは、団長及び事務局長が補欠の役員を選任する。選任された補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第14条（音楽監督）
- 1 当団に音楽監督を置く。
 - 2 音楽監督は団長が委嘱する。もしくは、団員の中から団長が任命する。
 - 3 音楽監督は当団の音楽面を統轄する。

- 第15条（役員職務）
- 役員は次の職務を行う。
- (1) 団長は、当団を代表し団の活動全般を統轄する。
 - (2) 副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときはその代行をする。
 - (3) 事務局長は、役員会の運営全般を統轄し、当団の運営を担当する。
 - (4) 音楽局長は、役員会の音楽関連を統轄し、当団の運営を担当する。
 - (5) 事務局員は、事務局長を補佐し、当団の運営にあたる。
 - (6) 会計は、団費の収支を管理する。
 - (7) 監査は、当団の会計監査を行う。

- 第16条（顧問及び参与）
- 1 当団には、顧問及び参与を置くことができる。
 - 2 顧問及び参与は、役員会において推薦し団長が委嘱する。
 - 3 顧問及び参与は、当団の運営の諮問機関とする。

第5章 会議

- 第17条（総会の招集）
- 1 通常総会は毎年1回団長がこれを招集する。
 - 2 臨時総会は、団長が必要と認めたとき及び団員の1/3以上の要請があったときにこれを招集する。

- 第18条（総会の決議事項）
- 1 総会は、次の事項を決議する。
 - (1) 活動報告及び収支決算について
 - (2) 役員の選出・改選について
 - (3) 活動方針及び予算について
 - (4) 規約改正について
 - (5) その他
 - 2 総会の開催は、団員の1/2以上の出席（委任状も含む）を必要とし、決議事項は出席者の過半数をもって決定する。
 - 3 急を要する場合は、監査を除く役員による会議の議決をもって総会の議決に代えることができる。

（その他）

上記以外に関する事項は、別に定める。

附則 この規約は平成17年7月2日より施行する。

平成17年12月18日、一部改訂を行う。
 平成22年03月13日、一部改訂を行う。
 平成23年02月26日、一部改訂を行う。
 平成24年03月03日、一部改訂を行う。
 平成27年02月28日、一部改訂を行う。
 平成29年04月16日、一部改訂を行う。
 令和03年03月06日、一部改訂を行う。
 令和05年01月28日、一部改訂を行う。

令和06年01月27日、一部改訂を行う。
 令和07年02月22日、一部改訂を行う。
 令和08年01月17日、一部改訂を行う。